

新型コロナウイルス感染症対策小規模企業者緊急応援給付金 Q&A

Q1 「小規模企業者」とは？

A1 中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人以下（卸売業、小売業、サービス業は5人以下）の事業者をいいます。 ※中小企業庁HPより
また、個人の農業者（茶経営体を含む）も要件を満たせば対象になります。

Q2 「常時使用する従業員」とは？

A2 労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。
例えば、日日雇い入れられる者や2箇月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者などは常時使用する従業員には該当しません。
※中小企業庁HPより

Q3 売上減少率の小数点以下の取り扱いは？

A3 小数点以下を切り捨て、30%以上となっていることが条件となります。

Q4 月の売上高を確認する添付書類は具体的にどんな書類がありますか？

A4 月の売上高を確認できる書類であればどのような形でも構いません。
例えば、確定申告書の収支内訳書や売上台帳、通帳の写しなどが考えられます。

Q5 飲食店で、菊川市飲食店事業継続支援緊急応援給付金の給付を受けていますが、対象となりますか。

A5 菊川市飲食店事業継続支援緊急応援給付金を受けている場合は対象外です。

Q6

1人で事業をしているが対象となりますか。

A6

対象となります。給付額は5万円です。

Q7

市内に2店舗経営しているが、別々の申請は可能ですか。

A7

2店舗の事業主が一人の場合は一つの申請となります。
また、店舗毎に事業主(例:父と息子)がいて、それぞれで確定申告している場合は別々の申請になります。

Q8

市外に住んでいるが、店舗は菊川市内にあるが対象となりますか。

A8

市内に主たる事業所又は事業所を有している場合、対象となります。
また、市民の方が市外に事業所を有している場合は対象になりません。

Q9

市内と市外に事業所があり、市外の事業所が主たる事業所になる場合、対象になりますか。

A9

主たる事業所が市外の場合には対象になりません。

Q10

申請書類はどこでもらえるのか。

A10

市のホームページからダウンロードできます。

Q11

申請は、市役所に申請書を持っていけば良いですか。

A11

申請は、郵送でお願いします。